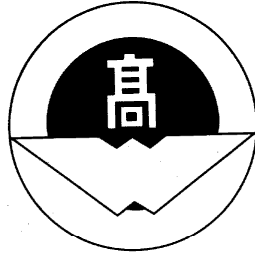


令和4年度

# 西高生のしおり



## 愛知県立岡崎西高等学校

郵便番号 444-0915  
所在地 愛知県岡崎市日名南町7番地  
電話 <0564>25-0751

# 目 次

1	スクールポリシー	-----	1
2	本年度の重点目標		
3	教 務	-----	2
1	教育課程		
2	日課表		
3	学習		
4	4 考査		
5	5 出欠席・忌引等		
6	6 履修・修得について		
4	生徒指導	-----	5
1	1 生徒心得		
2	2 服装等		
3	3 登校・通学方法		
4	4 交通安全規約		
5	5 暴風警報・特別警報発令時における登下校		
6	6 みだしなみ規定		
5	進路指導	-----	13
1	1 進路指導とは何か		
2	2 心がけること		
3	3 3年間の予定		
6	保 健	-----	14
1	1 健康診断		
2	2 独立行政法人日本スポーツ振興センター		
3	3 PTA連合会見舞金		
4	4 保健室利用規定		
5	5 相談について		
6	6 電話等による相談機関について		
7	7 その他		
7	学校図書館利用規程	-----	16
1	1 開館日時について		
2	2 閲覧について		
3	3 館外貸出について		
4	4 その他		
8	生徒会会則	-----	17

# 1 スクール・ポリシー

校訓 「百練自得」 〈困難に屈しない強い志で自己の目標を必ずや達成する〉

## I 育成を目指す資質・能力に関する方針

「主体的に考え、自律的に行動する生徒」を育成するため、次の資質・能力の向上を図る

- 1 「百練自得」の校訓のもと、チャレンジ精神をもち、何事にも粘り強く取り組む力
- 2 国際的な広い視野をもち、多様性を認める豊かな人間性を育み、自らの考え・意志を発信する力
- 3 人との関わりの中で、他者を認め、協働し、信頼し合い、地域社会に貢献する力
- 4 学習と部活動を両立させ、自己実現のため、自分自身で未来を切り拓く力
- 5 幅広い知識と高い学力をもち、物事の本質・真理を見極め、自ら適切な判断をくださる力

## II 教育課程の編成及び実施に関する方針

- 1 生徒が諦めずに努力し続けることができるスモールステップを意識した教育活動
- 2 生徒が自ら考え、発表する教育活動
- 3 生徒が積極的に人や社会と関わる教育活動
- 4 生徒が自らの生き方を考える教育活動
- 5 生徒が学ぶことの楽しさを実感できる教育活動

## III 入学者の受入れに関する方針

- 1 本校の教育方針を理解し、本校で自分を成長させたい生徒
- 2 進学をめざし、何事にもチャレンジ精神を持って、妥協しない生徒
- 3 学習と部活動の両立をめざし、苦難を乗り越えようとする生徒
- 4 労を惜しまず、地域のために貢献できる生徒
- 5 深い学びに関心を持ち、様々な学習イベントに参加する意欲のある生徒

# 2 本年度の重点目標

「縦に横に」「外に内に」人間関係を深める

- (1) 生徒が諦めずに努力し続けることができるスモールステップを意識した教育活動…向上心と忍耐力  
生徒が、学習や部活動において一つ上の目標を設定して、粘り強く取り組む事ができるよう指導を工夫する。
- (2) 生徒が自ら考え、発表する教育活動…柔軟な思考力と表現力  
全ての教育活動を通じて、一つの考えに凝り固まらず、様々な意見を柔軟に受け入れようとする姿勢を育成するとともに、生徒が自分自身の考えを持ち、それを発信する場をつくることに尽力する。
- (3) 生徒が積極的に人や社会と関わる教育活動…協調性と社会性  
思いやりの心をもって人と接し、協力して物事を成し遂げる姿勢を養い、これからの社会を担うリーダーシップを育む。また、地域を愛し、地域の発展のためにすべきことを考え、行動できる人材の育成を図る。
- (4) 生徒が自らの生き方を考える教育活動…積極性と創造性  
一人一人の進路実現を見据え、「知識及び技能」「思考・判断・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を意識し、社会人として必要な学力を身に付けさせる。将来にわたって自己実現を達成するため、キャリア教育を充実させる。
- (5) 生徒が学ぶことの楽しさを実感できる教育活動…論理性と探究心  
グローバルな視野を持ち、正確な情報を集め、幅広い知識をもとに正しい判断をする論理的な思考力を養うとともに、物事を深く考え、探究する学びの場をつくる。
- (6) 分掌の枠を越えた業務分担の推進  
安心して休める職場、特定の人物に加重負担を負わさない職場を実現させ、効率的かつ合理的な働き方を目指す。

# 3 教 務

## 1 教育課程

令和4年度入学生

教科・科目		標準 単位数	第1学年	第2学年		第3学年		計		備 考
				理型	文型	理型	文型	理型	文型	
国 語	現代の国語	2	2					2	2	
	言語文化	2	3					3	3	
	論理国語	4		2	3	2	3	4	6	
	古典探究	4		3	3	2	3	5	6	
地 理 歴 史	地理総合	2	2					2	2	2年次に日本史探 究、世界史探究のう ち1科目選択し、3 年次は対応する学 校設定科目を履修 する。
	歴史総合	2	2					2	2	
	日本史探究	3			4		2		6	
	世界史探究	3			4		2		6	
	*人物日本史	2					2		2	
*人物世界史	2					2		2		
公 民	公共	2		2	2			2	2	
	倫理	2				2	2	2	2	
数 学	数 学 I	3	2					2	2	1年の数学I・IIと2 年の理型数学II・III, 2年数学B・Cは期間 履修する。
	数 学 II	4	1	2	3			3	4	
	数 学 III	3		2		4		6		
	数 学 A	2	2					2	2	
	数 学 B	2		2	2			2	2	
	数 学 C	2		1	1	3		4	1	
	*基礎数学	3					3		3	
	*標準数学	2					△2		△2	
理 科	物理基礎	2	2					2	2	物理・生物のうち1科目 を選択し、2・3年継続 履修する。2年理型の 化学基礎と化学は期間 履修する。
	物 理	4		3		4		7		
	化学基礎	2		2	2		2	2	4	
	化 学	4		2		4		6		
	生物基礎	2	2				2	2	4	
保 体 健 育	体 育	7~8	2	2	2	3	3	7	7	
	保 健	2	1	1	1			2	2	
芸 術	音 楽 I	2	2					2	2	3科目から1科目を選 択する。
	美 術 I	2	2					2	2	
	書 道 I	2	2					2	2	
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3	4					4	4	
	英語コミュニケーションⅡ	4		3	4		△2	3	4or6	
	英語コミュニケーションⅢ	4				4	4	4	4	
	論理・表現Ⅰ	2	2					2	2	
	論理・表現Ⅱ	2		2	2			2	2	
	論理・表現Ⅲ	2				3	3	3	3	
家 庭	家庭基礎	2	2					2	2	
情 報	情報Ⅰ	2		2	2			2	2	
特別活動	ホームルーム活動	3	1	1	1	1	1	3	3	
総合的な探究の時間		3~6	1	1	1	1	1	3	3	
計			33	33	33	33	33	99	99	

(備考) △2は2科目から選択

\* は学校設定科目

## 2 日 課 表

曜 日	予 鈴	S T	1 限	2 限	3 限	4 限	昼休み	5 限	6 限	7 限	清 掃	S T	部活動
月・水	8:30	8:40 }	8:50 }	9:50 }	10:50 }	11:50 }	12:40 }	13:20 }	14:20 }	15:20 }	16:15 }	16:30 }	16:40 }
		8:45	9:40	10:40	11:40	12:40	13:20	14:10	15:10	16:10	16:25	16:35	

- 「総合的な探求の時間」が予定される場合、水曜日に第7限を実施する。

曜 日	予 鈴	S T	1 限	2 限	3 限	4 限	昼休み	5 限	6 限	清 掃	S T	部活動
火・金	8:30	8:40 }	8:50 }	9:50 }	10:50 }	11:50 }	12:40 }	13:20 }	14:20 }	15:15 }	15:30 }	15:40 }
		8:45	9:40	10:40	11:40	12:40	13:20	14:10	15:10	15:25	15:35	

曜 日	予 鈴	S T	1 限	2 限	3 限	4 限	昼休み	5 限	6 限	7 限	S T	部活動
木	8:30	8:40 }	8:50 }	9:50 }	10:50 }	11:50 }	12:40 }	13:20 }	14:20 }	15:20 }	16:15 }	16:25 }
		8:45	9:40	10:40	11:40	12:40	13:20	14:10	15:10	16:10	16:20	

- 木曜日は第7限を実施するが、清掃は行わない。
- 部の活動については生徒会オリエンテーションで紹介する。
- 下校完了時刻
  - 3月～9月 18時30分
  - 10月～2月 18時00分
 (1年生は4月から1学期中間考査終了まで18時00分を下校完了時刻とする。)

## 3 学 習

- (1) 授業を大切にし、真剣な態度で臨む。放課は次の時間の準備である。始業の合図までには教室内に着席し、授業を受ける準備をして待つ。授業の始めと終わりに明るく挨拶をする。
- (2) 十分な予習をして授業に臨む。また基礎的・基本的事項は反復練習を徹底し、完全に身につける。理解不十分な点は後日に持ち越さないで解決する。
- (3) 授業課題、提出物、報告書等は、期日までに必ず提出する。

## 4 考 査

- (1) 考査期間中は名簿番号順に着席する。
- (2) 考査に必要な筆記用具以外のものは、整頓して廊下に出す。
- (3) 時計については、辞書、電卓、端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいものは持ち込まない。
- (4) 考査中の物品の貸借、下敷の使用、私語、途中退場は認めない。
- (5) 考査を無断で、または正当な理由なく欠席した場合は、その科目は0点とする。
- (6) 考査中・答案返却時に、不正行為を行わない。不正行為を行った場合、当該科目は0点とし、さらに特別指導を行う。
- (7) 考査時間割発表から終了まで職員室への入室は禁止する。用事がある場合は入口で先生に連絡する。
- (8) 考査時間割発表から終了まで、原則として部活動は停止する。

## 5 出欠席、忌引等

- (1) 登校は予鈴（8時30分）までに校内に到着できるよう、余裕をもって行う。
- (2) 正当な理由なく欠席、遅刻、早退、欠課をしてはならない。また始業時から終業時までには許可なく校外へは出ない。
- (3) 欠席、遅刻、欠課、早退する場合は、保護者が始業時までには学校へ連絡する。
- (4) 遅刻した場合は、職員室で入室許可証の手続きをとる。
- (5) 早退、外出の場合は、担任の許可を得、「外出・早退許可証」を携帯する。
- (6) 定期考査中の欠席の場合は、本人の通院がわかる書類を担任へ届け出る。
- (7) 次の場合は出席扱い（公欠）、出席停止等とする。

### ア 出席扱い

- (ア) 対外運動競技やコンクール等で校長が認めた場合。
- (イ) 定期健康診断の精密検査等で校長が必要と認めた場合。

### イ 出席停止等

- (ア) 学校保健安全法施行規則第18条における第1種・第2種学校感染症の場合。
  - (イ) 学校保健安全法施行規則第18条における第3種学校感染症で、校長が認めた場合。
  - (ウ) 大学入試・就職試験等のため出校できない場合。なお、遠隔地の場合は前後の日数を含めることができる。
- (8) 忌引きの日数は次のとおりであり、欠席とはしない。ただし、授業は欠課とする。
- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 父母・・・・・・・・・・・・・・・・    | 7日以内 |
| 祖父母及び兄弟姉妹・・・・・・・・     | 3日以内 |
| 伯叔父母・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1日以内 |
| 曾祖父母・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1日以内 |
| その他の同居家族・・・・・・・・      | 1日以内 |
| 父母の年忌・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1日以内 |

## 6 履修・修得について

学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する。

## 4 生徒指導

### 1 生徒心得

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、責任ある行動を取る。
- (2) 校内での生活
  - ア 登校するときは、身分証明書を携帯する。
  - イ 登下校は制服を着用する。ただし、土日や祝日、長期休業中の部活動だけの日の登下校は、学校の体育服、部活動の服装でもよい。
  - ウ 所持品は、質素を旨とし、必ず記名する。また必要以上の金銭や貴重品を学校に持ってこない。貴重品の管理は、原則自己管理とする。
- (3) 校外での生活
  - ア 外出
    - (ア) 外出するときは、身分証明書を携帯する。
    - (イ) 風紀上好ましくない娯楽場、遊戯場、飲食店等へ立ち入らない。
    - (ウ) 深夜（午後 11 時から翌朝日の出まで）の外出や無断外泊は禁止する。
  - イ 旅行等
    - (ア) 宿泊を伴う旅行（海外旅行を含む）には、保護者の同伴もしくは許可を得ること。海外旅行は「旅行届」を提出する。
    - (イ) 旅行運賃割引証の必要なときは、「学生割引証交付願」と「旅行届」を 10 日前までに提出する。
- (4) アルバイト  
アルバイトは原則禁止する。（特別な理由がある場合は本校規定による）
- (5) 自動車等の免許取得  
在学中は、原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許を取得することは原則禁止する。  
（特別な理由がある場合は、自動車等運転免許証取得に関する規程による）
- (6) 登下校の送迎  
原則として自動車等による送迎は禁止する。ただし、特別な理由（病気・怪我等により事前に許可されている場合は除く）がある場合は、定められた場所での送迎を許可する。

### 2 服装等

- (1) 制服、カーディガン、ウィンドブレーカーは、学校指定のものとする。制服（冬服）の左襟に校章を付ける。
- (2) 着用期間
  - ア 冬制服と夏制服のいずれを着用してもよい。ただし、入学式・始業式（9月を除く）・終業式（7月を除く）・卒業式は冬制服とする。その他、学校行事などで別途指示を出す場合がある。
  - イ カーディガン・学校指定ウィンドブレーカーは、必要に応じて着用してもよい。

(3) その他

ア 通学用靴は、短皮靴または運動靴とする。

イ 靴下は、黒・白・紺・灰色の単色とする。(メーカー名がワンポイント程度で入っているものは可)

ウ ストッキングまたはタイツを着用する場合は、黒・ベージュ色とする。

エ Tシャツやアンダーシャツ等は、シャツ・ブラウスから出さないこと。色は黒・白・紺・灰・ベージュ色の単色とする。(メーカー名がワンポイント程度で入っているものは可)

オ 校舎内では、学校指定のスリッパを使用する。

カ 体育館内では、学校指定の体育館シューズを使用する。

キ 体育時の服装は、学校指定の服装とする。

ク 靴は、華美でない実用的なものとし、留め具が付いているものとする。(貴重品管理のため)ただし、補助靴はその限りではない。

ケ マフラー・手袋は華美でない実用的なものとし、登校後は校舎内では着用しない。

コ アクセサリー等の着用は不可。

サ 頭髪等

特異な髪型(パーマなど)、脱色、染色は禁止する。細かな規定については、【頭髪について】を参照のこと。

シ やむを得ない理由で異装を必要とするときは、担任に申し出る。

### 3 登校・通学方法

各自が安全で確実な通学路、通学方法を十分研究する。

(1) 登校

始業時刻 10 分前までに登校する。(8:30 までの登校を奨励している)

(2) 欠席・遅刻・早退

ア 事前にわかっている場合は、前日までに担任に届け出る。

イ 当日の連絡は、保護者が「Classi」で連絡するか学校に電話する。

(3) 交通機関が途絶した場合の生徒の登校について

ア 始業時間は、平常通り。

イ 登校できない・遅刻する場合は、担任に連絡する。

(4) 電車・バス通学

事前に乗降駅(停留所)の発着時間を調査し、余裕を持った時間に乗車すること。

(5) 自転車通学

自転車通学を希望する者(学校に駐輪する者のみ)は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、入学式で担任に提出する。(未定あるいは自転車未購入の場合は後日でも可)



#### ア 自転車通学許可条件

車体が整備されていること（5月、10月に自転車点検を実施予定）

##### (ア) 安全上の規定

- ・ブレーキ、前照灯、後部反射鏡（反射板）の完備
- ・ハンドルの整備（ドロップハンドル不可）

##### (イ) 保安上の規定

- ・鍵の整備
- ・防犯登録
- ・許可証（ステッカー）を後部泥よけに貼り付ける（後日配付）

##### (ウ) その他の規定

- ・泥よけ、スタンドの装備
- ・ハブステップの装着禁止
- ・電動自転車は、生徒指導部もしくは担任が保護者に確認後、許可する。
- ・マウンテンバイク、クロスバイク、レース用バイク（変速ギアが後輪とペダルに2つある）等スピードの出る自転車は、安全上禁止する。

イ 乗用車ヘルメットの着用に努める。

ウ 雨天時にはレインウェアを着用する（学校指定なし）。傘さし運転は厳禁。

エ 交通法規及び本校の定める条件に著しく違反した場合、および度重なる迷惑行為をした場合は期限を定めて、もしくは無期限に許可を取り消す。

### 【保護者の方へのお願い】

#### (1) 自転車損害賠償責任保険について

義務化により、本校としては、PTA賠償責任保険に加入いたします。「障害保険」は任意ですが、加入をお勧めします。

#### (2) 自動車による送迎について

・雨天時など保護者による自動車での送迎は原則御遠慮ください。やむを得ない場合については、学校の西側道路（日名公園前）の公園フェンスに沿って停車してください。

学校側には絶対に停車しないでください。（両側に停車すると、他の車が通れません。）

- ・正門付近での乗り降りは、通学生徒の危険と共に、近隣住民の迷惑となりますので、絶対にやめてください。また、バス停前店舗の駐車場での乗り降りも禁止です。

## 4 交通安全規約

- (1) 自他の生命を尊重する精神を持って、積極的に交通安全を図る。
- (2) 通学においては、歩行者や公共交通機関利用者を問わず、安全の確保とマナーの向上に留意する。
- (3) オートバイ、自動車等の免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわないの「四ない運動」の趣旨をよく理解し、これらを遵守する。

- (4) 自転車に乗るときは、車両の安全点検をし、道路の左側端を適当なスピードで一列で通行し、並列走行を行わない。二人乗り、片手乗り、無灯火運転、傘さし運転、音楽プレーヤーや携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転はしない。
- (5) 暴走行為は、運転と同乗を問わず、また見物行為も含めて悪質な反社会行為であり、絶対にこれに加わらない。
- (6) 次の点に特に注意し、事故防止に努める。
  - ア 交通信号、交通標識を良く守る。
  - イ 狭い道路から飛び出さない。
  - ウ 踏切（一旦停止）、横断歩道の通行、車両の直前・直後の横断等の際に、左右の安全確認を確実に行う。
  - エ 自転車で右折をする場合には、二段階右折で渡る。

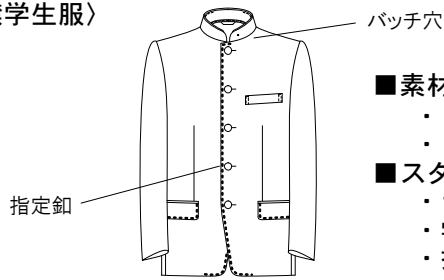
## 5 暴風警報・特別警報発令時における登下校

- (1) 登校以前に名古屋地方気象台から岡崎市に暴風警報・特別警報が発表された場合
  - ア 暴風警報が発令された場合
    - (ア) 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
    - (イ) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業をはじめめる。
      - ※解除とは、岡崎市に出されていた暴風警報が解除されたことを指し、岡崎市が解除されれば2時間後に授業を始める。
    - (ウ) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
    - (エ) 上記（ア）・（イ）の場合でも、居住地に暴風警報が発令中である時や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な時、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてもよい。なお、その場合は「欠席」として扱わない。
  - イ 登校後に暴風警報・特別警報が発令された場合
    - (ア) 岡崎市に発令された場合
      - 即刻授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。
    - (イ) 岡崎市では発令されていないが、他の市町で発令された場合
      - その居住地の生徒を帰宅させる。
      - ※（ア）・（イ）いずれの場合も通学路の通行が危険と認められる時や、交通機関の途絶等により帰宅が困難と認められる時は、帰宅が安全と判断されるか家庭の迎えがあるまでは学校で待機とする。
  - ウ 南海トラフ地震に関する情報について
    - 気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、愛知県教育委員会の指示を受け、ホームページ・緊急メールでその内容を伝えるので、その指示に従う。

## 6 みだしなみ規定

### 男子冬服

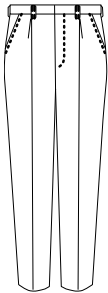
〈詰襟学生服〉



- 素材
  - ・ウール50% ポリエステル50%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・ラウンドパーマカラー
  - ・学校指定釦
  - ・指定バッチ着用



〈冬スラックス〉



- 素材
  - ・ウール50% ポリエステル50%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・ワンタック

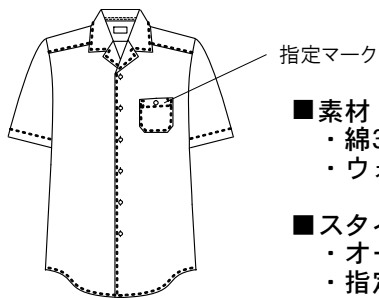
〈長袖シャツ〉



- 素材
  - ・綿35% ポリエステル65%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・レギュラーカラー
  - ・指定マーク刺繍 (学年色)

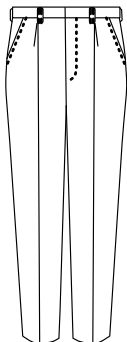
### 男子夏服

〈半袖シャツ〉



- 素材
  - ・綿35% ポリエステル65%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・オープンカラー
  - ・指定マーク刺繍 (学年色)

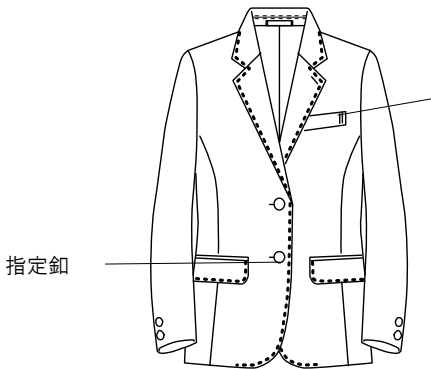
〈夏スラックス〉



- 素材
  - ・ウール50% ポリエステル50%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・ワンタック

## 女子冬服

### 〈ブレザー〉



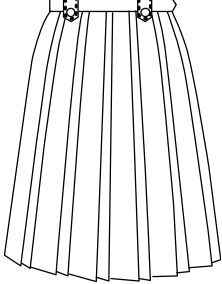
バッチ穴

指定釦

- 素材
  - ・ウール80% ポリエステル20%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・シングル2つ釦
  - ・学校指定釦
  - ・指定バッチ着用

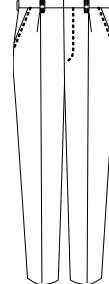


### 〈冬スカート〉



- 素材
  - ・ウール80% ポリエステル20%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・親子ひだ
  - ・ウエストタブ付き

### 〈冬スラックス〉



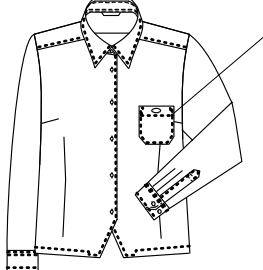
- 素材
  - ・ウール80% ポリエステル20%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・ワンタック

### 〈リボン〉



- 素材
  - ・ポリエステル100%
- スタイル
  - ・4枚羽

### 〈長袖ブラウス〉



指定マーク

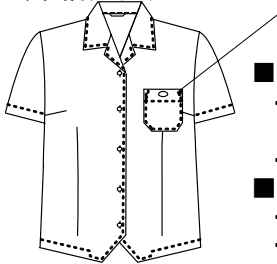
- 素材
  - ・綿35% ポリエステル65%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・レギュラーカラー
  - ・指定マーク刺繍 (学年色)

### 〈ネクタイ〉

- 素材
    - ・ポリエステル100%
- (オプション：スラックス着用時のみ使用可)

## 女子夏服

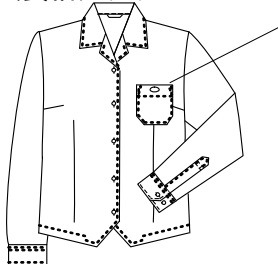
### 〈半袖ブラウス〉



指定マーク

- 素材
  - ・綿35%
  - ・ポリエステル65%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・オープンカラー
  - ・指定マーク刺繍 (学年色)

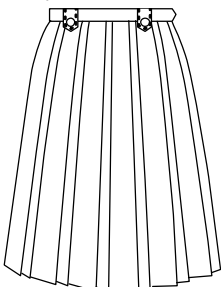
### 〈長袖ブラウス〉



指定マーク

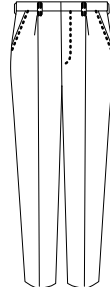
- 素材
  - ・綿35%
  - ・ポリエステル65%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・オープンカラー
  - ・指定マーク刺繍 (学年色)

### 〈夏スカート〉



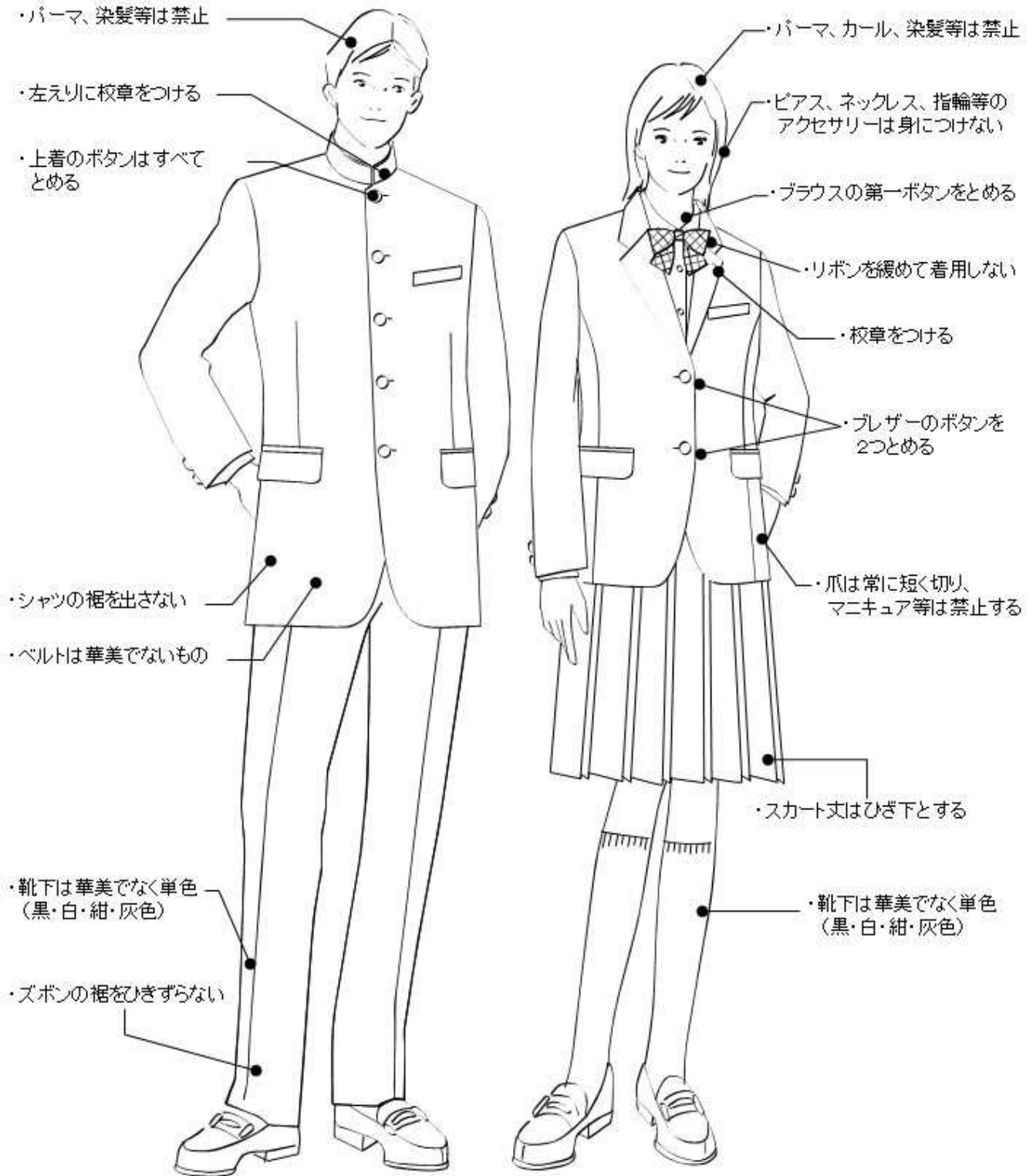
- 素材
  - ・ウール40% ポリエステル60%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・親子ひだ
  - ・ウエストタブ付き

### 〈夏スラックス〉



- 素材
  - ・ウール40% ポリエステル60%
  - ・ウォッシュャブル
- スタイル
  - ・ワンタック

## 【冬服】



## 【頭髪について】

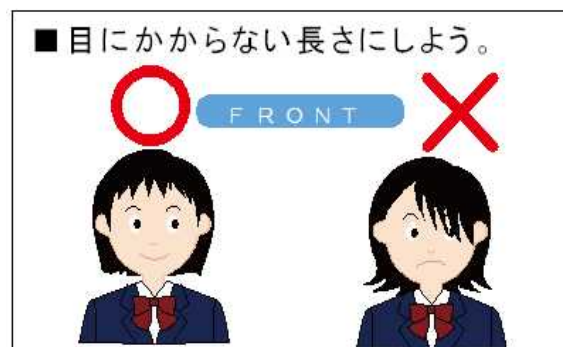
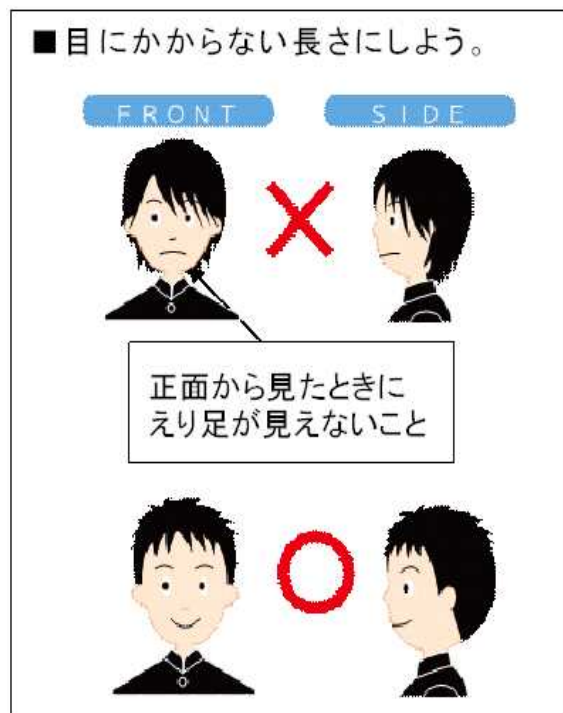
～制服を着用する際に  
ふさわしい、さわやかで清潔な頭髪にする～

(男子の髪などについて)

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・後ろ髪は襟にかぶらない。(体型は考慮する)
- ・横髪は耳の輪郭線が見えることを原則とする。
- ・もみあげの長さは耳たぶの下のラインより下に出ない。
- ・特異な髪型 (パーマなど)・脱色・染色をしない。
- ・ワックス等の整髪料をつけない。
- ・極端な眉の加工をしない。
- ・教員から指導されるような髪型などはすぐに直す。

(女子の髪などについて)

- ・前髪はかからないようにする。
- ・髪をとめるゴムやピンについては、飾りの無いもので、色は黒や紺など目立たない色にする。
- ・特異な髪型 (パーマなど)・脱色・染色をしない。  
つけ毛もしない。
- ・髪を結ぶ際は、パイナップルなどの技巧型は禁止する。  
お団子は後頭部のみ可。(正面から見えないこと)
- ・化粧をしない。また、化粧品を携行しない。  
カラーコンタクト、アイブチ、カラーリップ、  
パウダー系の日焼け止めなどの使用はしない。
- ・極端な眉の加工はしない。
- ・教員から指導されるような髪型などはすぐに直す。



## 5 進路指導

### 1 進路指導とは何か

皆さんは高校卒業後の進路に向けて準備をしておかないといけません。授業、学校行事、部活動など、さまざまな教育活動を通して大きく成長してくれると思いますが、高校卒業後の進路実現のためには、しっかり学習をしていくことがやはり重要です。夢や希望をもって将来を想像していくことで、困難にも打ち勝つことができると思います。日々、高い目標をもって学習に励んでください。

皆さんの将来の夢を実現させるために、お手伝いをするのが進路指導です。先生方は皆さんの進路のことを真剣に考えてくれますので、気軽に相談してください。また、将来を考える上で参考になる資料が進路資料室（本館3階）にあります。利用したい方は、学年を問わず進路指導部の先生に声をかけてください。

### 2 心がけること

高校での学習は、覚える量が多く内容も難しくなります。授業だけではすべてカバーできないこともあるので、課題などが出ます。その課題を、「自らの実力」になるようにしっかりと取り組んでください。また、高校では「自分で学習する」姿勢が大切になってきます。毎日の予習・復習がとても重要になるので計画的に取り組みましょう。

### 3 3年間の予定（大学入試の変更に伴い内容が大きく変わる可能性があります。）

	1 年 生	2 年 生	3 年 生
4 月	学力テスト	進路希望調査 学力テスト	進路希望調査 学力テスト 補習(早朝、土曜)開始
5 月	早朝テスト 土曜補習開始	早朝テスト 土曜補習開始	全統共通テスト模試 全統記述模試
6 月	進路希望調査、 職業ガイダンス		西三テスト(進研共通テスト模試) 進路ガイダンス
7 月	進研模試(国数英) 夏季補習	進研模試(国数英) 夏季補習	進研記述模試
8 月	夏季補習	夏季補習	夏季補習 全統共通テスト模試 全統記述模試
9 月	学力テスト 進路希望調査	学力テスト 進路希望調査	大学入学共通テスト説明会 進研共通テスト模試 進路希望調査
10 月	進研模試(国数英)	進研模試(国数英理社)	大学入学共通テスト出願 進研記述模試 全統記述模試 西三テスト(全統共通テスト模試)
11 月		大学出張講義	
12 月	冬季補習	冬季補習	冬季補習
1 月	学力テスト 進研模試(国数英)	学力テスト 進研模試(国数英理社)	大学入学共通テスト 私立大学一般入学試験出願 国公立大学個別学力試験出願
2 月		全統共通テスト模試 (国数英理社)	私立大学一般入学試験 国公立大学前期入学試験
3 月	春季補習	春季補習 春季学習会	国公立大学中期・後期入学試験

## 6 保 健

### 1 健康診断

#### (1) 定期健康診断

毎年4月から6月までに身体測定、保健調査、検診機関による検査（尿・血圧・心電図・胸部X線撮影）、学校医による内科・運動器、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の検診が行われます。いろいろな角度からの検査を受け、自分の健康状況をつかみ、疾病の早期発見・早期治療を行いましょう。

#### (2) 事後措置

各種の健康診断や検査後、疾病や異常所見が発見された場合は、早期に専門医を受診して精密検査や治療を受けましょう。その後、医師に検査や治療結果及び生活の諸注意等学校所定の用紙に記入してもらい、保健室に提出してください。

#### (3) 色覚検査

先天色覚異常は男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）にみられます。色が全くわからないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部を理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。

本人には自覚のない場合が多く、検査を受けるまで保護者もそのことに気付いていない場合が少なくありません。治療法はありませんが、授業を受けるに当たり、また職業・進路選択に当たり、自分自身の色の見え方を知っておくことは大切です。

本校では学校医と相談した結果、色覚異常の生徒に配慮した指導ができるよう、希望者を対象とした色覚検査を行っています。検査結果は本人・保護者にお知らせをします。

### 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校管理下における災害については、独立行政法人日本スポーツ振興センターより医療機関で治療した医療費の4割が支給されます（通常自己負担は3割）。学校管理下とは、校内はもちろん、登下校や部活動中の災害も含まれます。負傷により医療機関にかかった場合は保健室に申し出て手続きをしてください。初診時選定療養費は対象になりません。

#### (1) 対 象

- ア 負傷・疾病は、総額治療が5,000円以上のもの。
- イ 障害は、負傷・疾病が治癒した後に残った障害でその程度により区分される。
- ウ 死亡は、学校管理下において発生したもの（その他供花料の支給制度がある。）。

#### (2) 掛 金 学年会計として一括徴収

#### (3) 利用手順

- ア 学校管理下で負傷した生徒は、担任・関係職員及び養護教諭に申し出る。
- イ 保健室でセンター手続き用紙を受け取る。
- ウ 手続きに必要な書類は、できるだけ早く保健室に提出する。

### 3 P T A 連 合 会 見 舞 金

独立行政法人日本スポーツ振興センターの対象になった災害で医療費が高額になった場合や障害・死亡について見舞金が給付されます。



## 4 保健室利用規程

- (1) 授業中保健室を利用する場合は、保健委員に付き添ってもらおう。
- (2) 授業中保健室で手当てを受けたら、「保健室利用連絡票」を受け取り、教科担任に提出する。
- (3) 保健室では、内服薬を与えない。
- (4) 休養は、原則1時間以内とし、回復の見込みがないと思われる場合は、養護教諭の助言を得て担任の指示で早退する。
- (5) 養護教諭不在の場合について
  - ア 原則として、保健室は施錠する。
  - イ 身体の不調を訴える者、ケガをした者については保健部職員に申し出て手当てを受ける。
  - ウ 部活動等でケガ等が発生した場合は、部顧問ないしは担当の職員で対応する。
  - エ 保健室の薬品等については、保健部職員の指示なく使用しない。
  - オ ベッドの使用については、保健部職員の指示に従う。

## 5 相談について

青春期において悩みは尽きないものです。むしろ、悩みがあるからこそまた生きる喜びも生まれるかもしれません。しかし、一人ではなかなか解決できない場合もあります。

悩みはそのままにしておくとだんだん大きくなって、自分の力だけでは解決できなくなってしまうことが多いものです。悩みは小さいうちに先生・両親・友人など身近な人やスクールカウンセラーに相談し解決しましょう。

相談内容は秘密厳守とします。

- (1) 相談室の場所  
本館3階の西の奥にあります。
- (2) スクールカウンセラー来校日  
年度当初に「相談室だより」（年間、教室掲示）でお知らせします。月に1～2回です。担任・教育相談係の職員に申し込んでください。
- (3) 教育相談  
必要があれば面談を行いますので、担任・教育相談係の職員に申し込んでください。

## 6 電話等による相談機関について (財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団)

- (1) 『教育相談・こころの電話』 相談時間：午前10時～午後10時まで  
**052-261-9671**
- (2) 『24時間子供SOSダイヤル』 相談時間：24時間  
**0120-0-78310** (なやみいおう)

## 7 その他

持病、アレルギー、特別支援等御相談があれば、保健室の養護教諭までお申し出ください。

## 7 学校図書館利用規程

### 1 開館日時について

- (1) 本校図書館の開館時間は原則として次の通りとする。
  - ア 平日は次の通り
    - (ア) 昼放課 12:40～13:15
    - (イ) 放課後 17:00まで（木は閉館）
  - イ 定期考査期間中は貸出・返却はしない。
  - ウ 長期休業中の開館日時は、別に定める。
- (2) 特別な学校行事がある場合は、原則として休館する。

### 2 閲覧について

- (1) 閲覧は開館中随時行うことができる。
- (2) 入館時に、鞆・手荷物は入口のロッカー内に置き、閲覧室に持ち込まない。
- (3) 館内では次の点に留意する。
  - ア 静かに閲覧をし、私語・雑談・飲食等他人に迷惑をかけるようなことはしない。
  - イ 図書閲覧後は、必ず元の位置に返却する。
  - ウ 図書の取扱いは丁寧にし、破損行為をしない。万一破損した場合は速やかに申し出る。

### 3 館外貸出について

- (1) 「禁帯出」の標示のある図書は、館外貸出をしない。
- (2) 貸出冊数は1人1回につき3冊以内とする。長期休業中については別に定める。
- (3) 貸出期間は2週間とする。同一図書の継続貸出は、他に利用希望者がいない場合に限り認める。  
(注) 特に必要を生じた時は、期間内であっても返却を求めることがある。
- (4) 貸出の希望者は、学年・組・氏名を係員に伝え、個別のバーコードにより貸し出し手続きを行う。
- (5) 貸出及び返却手続きは直接本人が行う。また他人に転貸したりしない。

### 4 その他

本規定に違反したものは、閲覧または貸出を停止する。

本を紛失した場合は、教育情報部職員に申し出て、弁償の手続きに入る。

## 8 生徒会会則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会の名称は愛知県立岡崎西高等学校生徒会とする。
- 第2条 本会の会員は愛知県立岡崎西高等学校の全生徒とする。
- 第3条 本会は、会員の自発的活動を通し、学校の発展に寄与し、社会人としての資質を養うことを目的として、次の各項にかかげる活動を行う。
- 1 学校行事への積極的な参加と協力。
  - 2 会員相互の親睦と校内生活の改善および福祉の増進。
  - 3 その他必要な諸活動。

### 第2章 役 員

- 第4条 本会には、会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名の役員を置く。
- 第5条 前条の役員は、次の各項の会務を行う。
- 1 会長は会を代表し、役員会の長を兼ね、会の運営を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在または会長が職務執行不能の場合は会長の職務を代行する。
  - 3 書記は、会の活動に関する記録の作成と保管にあたる。
  - 4 会計は、会の財政を管理する。
- 第6条 役員は、役員会を構成し、役員会は、評議会の議決を誠実に執行する。
- 第7条 役員は、会員30名以上の推薦を受けた候補者の中から、会員の投票によって選出される。
- 第8条 役員の選出に関する事項は、本会則および別に定める規程に従い、選挙管理委員会が取り扱う。
- 第9条 役員の任期は、毎年度4月から9月までの前期と10月から3月までの後期との2期制とする。但し、前期、後期とも次期の役員が選出されるまで引き続き会務を執行する。
- 第10条 役員は、各常任委員会に2名以内の人数で出席し、その活動に参画するものとする。

### 第3章 評議会

- 第11条 評議会は、本会最高の議決機関であり、役員、委員会の委員長および各学級から選出された評議員で構成される。各学級から選出される評議員は2名ずつとする。
- 第12条 役員会、委員会および各評議員は、評議会に議案を提出することができる。
- 第13条 評議員の任期は、役員のそれに準ずるものとし、再選を妨げない。
- 第14条 評議会の定員数は、総評議員数の半数の過半数とする。
- 第15条 評議会の議決は、出席評議員の過半数を得て成立する。なお、可否同数のときは議長が決定する。
- 第16条 評議会には、議長1名、副議長1名、書記1名の評議会役員を置き、議事の運営に当たる。なお、評議会役員は議決権を有しない。
- 第17条 本会会員は、評議会の傍聴をすることができる。但し、議長の要請があった場合を除き、発言をすることはできない。

#### 第4章 委員会

第18条 本会には、次に掲げる常任委員会を置く。なお、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- 1 室長会議、各学年ごとに、各学級の室長および副室長で構成する。
- 2 体育委員会、各学級ごとに2名ずつ選出された委員によって構成する。  
(以下、第5項まで同様とする)
- 3 文化委員会
- 4 保健委員会
- 5 環境委員会

第19条 委員会には、委員長、副委員長（室長会議では議長、副議長）および書記を各1名ごと置く。

#### 第5章 財政

第20条 本会の財政は、全会員が負担する会費によって運営される。

第21条 会費の納入方法は、PTA総会の議決に基づく。

第22条 予算の編成は、各年度の初めに行い、決算の報告は、翌年度の初めに行う。

#### 第6章 顧問

第23条 本会および本会に置かれた委員会等には、本校職員の中から校長が任命した顧問を1名以上置く。

第24条 本会の全活動は、顧問の指導、助言のもとに行われる。

#### 第7章 最高決定権

第25条 本会のいかなる問題についても、校長の承認を必要とする。

#### 第8章 改正

第26条 本会則の改正は、総評議員の3分の2以上の賛成によって発議される。

# 生徒会役員選出規程

## 第1章 総則

第1条 生徒会会則第7条および第8条の規程に基づき、本規程を定める。

## 第2章 役員会の任務および立候補の受付

第2条 役員会は、その任期の満了前に次期役員の選出日程を決める。但し、立候補受け付けの公示期間は2週間程度とし、前期は4月末日、後期は10月末日までに、次期役員の任命が完了する日程でなければならない。

第3条 1 立候補の受付は、任意の会員30名以上の推薦を受けた者の立候補を受け付ける。  
2 受付期間を経過した後、立候補者が役員の定数に満たない場合は、3日以内に、その不足分を評議員の中から互選によって補う。

## 第3章 選挙管理委員会

第4条 役員会は、第2条の規程による日程に基づき、各学級に選挙管理委員1名の選出を指示し、第一回委員会を招集する。

第5条 選挙管理委員会は、委員中から選出された委員長が主宰する。

第6条 選挙管理委員は、生徒会役員立候補者となる場合は、該当クラスの選挙管理委員を補充する。

第7条 選挙管理委員会は、第2条および第3条の規程による日程に従い、次の第1項以下第4項までの事項を公正かつ適切に執行する。

- 1 受付期間中は、会員30名の推薦と学級担任の承認を得た者を立候補者として受け付ける。
- 2 生徒会役員立候補者立会演説会および投票に関する事項は、選挙管理委員会が立候補者数等を考慮して、その都度決定する。
- 3 投票は無記名で1人1票とし、定数を上回った役員立候補者の中では、最高得票者、定数と同数の役員立候補者の場合は、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選とする。但し、選挙管理委員は投票権を持つ。
- 4 投票から3日以内に、開票結果を公表する。

## 第4章 学級役員等の補充

第8条 生徒会役員の任命によって、学級役員、学級選出の委員に欠員を生じた場合は、新たな選出はせず兼務することができる。

## 第5章 改正

第9条 本規程の改正は、生徒会会則第26条を準用する。